
月形町地球温暖化環境配慮行動指針

令和5年(2023年)度—令和12年(2030年)度



ZERO CARBON
HOKKAIDO
TSUKIGATA

令和5年(2023年)4月
北海道月形町

《 目 次 》

1 背景と趣旨	1P
2 期間	2P
3 目指す方向	2P
4 月形町地球温暖化環境配慮行動指針	5P
《日常生活における環境配慮行動》	6P
《事業活動における環境配慮行動》	11P
5 推進体制等	14P

1 背景と趣旨

これまで町行政は、町内でも大規模な「温室効果ガス」の排出事業者（町公共施設等）であるため、町行政が率先して、積極的に「温室効果ガス排出量」の抑制や削減に取り組むことは、町内の「温室効果ガス排出量」を削減するだけでなく事業所や町民皆様の自主的な取り組みを促進するきっかけにもなることとし平成20年（2008年）9月に策定した「月形町地球温暖化防止実行計画」に基づき地球温暖化対策に係る各種取り組みを推進してまいりました。

地球温暖化対策における国内外の動向として、平成27年（2015年）7月に、日本の新たな「温室効果ガス排出量」の削減目標が設定され、同年12月にはCOP21で「パリ協定」が採択されました。平成28年（2016年）には、日本の温暖化対策を総合的・計画的に推進するための「地球温暖化対策指針」が決定されるなど、地球温暖化対策に係る大きな変化がありました。令和2年（2020年）10月には、「令和32年（2050年）」までに、「温室効果ガス」の排出を「全体としてゼロにする」すなわち、「令和32年（2050年）カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことの宣言を行い、翌令和3年（2021年）4月に、「地球温暖化対策推進本部」において、「令和12年（2030年）度の「温室効果ガス」の削減目標を平成25年（2013年）度比46%削減することとし、さらに、「50%の高み」に向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年（2021年）6月に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）」では、「令和32年（2050年）までの脱炭素社会の実現」を基本理念として法律に位置づけ、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」に関する施策目標の追加や、「地域脱炭素化促進事業」に関する規定が新たに追加されました。

さらに、令和3年（2021年）6月、「国・地方脱炭素実現会議」において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、脱炭素化の基盤となる「重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する。」といったこと等が位置づけられました。

こうした国内の動向を踏まえ、月形町は、町内から排出される「温室効果ガス」のより一層の削減等に向けて、令和4年（2022年）3月に町議会定例会において町長が「町政執行方針」の中で、「ゼロカーボンシティの表明」を行い、「令和32年（2050年）二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを宣言しました。

また、月形町は「ゼロカーボンの表明」に併せ、「省エネ、脱炭素社会づくりに貢献する低炭素化の製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択」

など、地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動である「COOL CHOICE(クールチョイス)」に賛同する旨を環境省に報告しました。「令和32年(2050年)までの脱炭素社会の実現」に向け、町行政のみならず、事業者や町民の皆様と一体となった地球温暖化対策の取り組みを進めていくための指針として、「月形町地球温暖化環境配慮行動指針」を策定することといたしました。

2 期間

「地球温暖化対策」に係る取り組みは「継続的な取り組み」が必要であることから、本指針の期間は策定年度の「令和5年(2023年)度」から地球温暖化対策推進法に基づく政府の中期目標年度である「令和12年(2030年)度」までの「8年間」とします。なお、本指針の内容につきましては、「地球温暖化対策」に係る取り組みの改正など必要に応じ見直しを図ることとします。

月形町地球温暖化環境配慮行動指針の期間

令和5年(2023年)度から令和12年(2030年)度まで(8年間)

3 目指す方向

環境配慮行動にかかる「国の基本方針」には、環境保全を推進していくために求められる人間像が示されており、環境教育のみならず、家庭、学校、職場、地域等における、あらゆる教育の取り組みによって育成されていく必要があると示されており、北海道においては、「地球を守る心」、「もったいない心」、「自然と共生する心」の「3つの心」を「道民の環境に優しい行動」の心構えとしています。

これらを踏まえ月形町は、「北海道環境教育等行動計画」に沿って、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進等を図りながら、月形町の地球温暖化対策を推進していくこととしました。

また、月形町が一体となって取り組みできるよう、次のとおり「月形町を目指す方向」と「推進にあたっての7つの視点」を示すことといたしました。

◀ 月形町を目指す方向 ▶

町民一人ひとりが参加し協力しながら持続可能な社会を築いていくため環境保全意識を持ち主体的に行動できる人づくりを目指します。

《 推進にあたっての7つの視点 》

- (1) 一人ひとりが学び、考え、行動する
- (2) 環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる
- (3) 北海道における環境問題の特性を踏まえる
- (4) 体験を重視する
- (5) ライフステージに応じる
- (6) 地域社会全体が協働して取り組む
- (7) いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ

(1) 一人ひとりが学び、考え、行動する

持続可能な社会を築くためには、社会を構成する一人ひとりが、日常生活における行動が環境に負荷を与えていることを理解し、省エネや3R(※)の推進、生物多様性の保全など環境に配慮したライフスタイルへ転換していくことが必要であり、問題解決能力や行動力を身につけるための環境教育に、自主的かつ積極的に取り組むことが大切です。

(※)3R(スリーアール)

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取り組みの頭文字をとったものです。3Rは、リデュース(廃棄物の発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再資源化)の順番で取り組むことが求められています。

(2) 環境問題を多面的、客観的かつ公平な態度でとらえる

環境教育においては、「人間と環境のかかわりに関するもの」と「人間と人間のかかわりに関するもの」の両方を学ぶことが大切であり、私たちの日常と消費生活や事業活動等は健全な環境があって初めて実現するものです。

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌などの物質等と多様な生物の営みとが相互に影響しあい、微妙なバランスを保ちあうことで成り立っています。

私たちは、こうした環境からもたらされる食料や水、気候の安定など様々な恵みによって支えられていると同時に、環境を破壊する側にも被害を受ける側にもなりうることや、過去から現在に至るまでの環境の変化、社会経済の仕組み、生活や文化について総合的に理解する必要があります。このようなことから、環境問題を一面的ではなく、それらの要素を相互に関連づけながら、その背景や原因などを多面的に捉えるとともに、科学的知識等に基づき客観的かつ

公平な態度でとらえ、どのように解決したらよいかを考えることが大切です。

(3) 北海道における環境問題の特性を踏まえる

北海道全体や地域の環境問題の特性を踏まえた環境教育を進めることが重要であり、それによって一人ひとりが環境問題を身近なものとして考えることにつながり、北海道、全国、さらには地球の環境問題の解決に自ら貢献しようとする「人づくり」につながります。北海道の環境問題の特性を踏まえるうえでは、例えば、野生生物の適正な保護管理や生物多様性の保全への理解、ごみ排出量の削減やリサイクルの促進、エネルギーの使い方や地球温暖化の問題など、一人ひとりが北海道の課題について、学び考えることも必要です。

(4) 体験を重視する

環境教育は、単なる知識の習得だけではなく、一人ひとりが自ら体験し、感じ、理解するというプロセスを踏むことにより、知識や理解を行動に結びつけることができるため、自然体験、社会体験、生活体験など実体験を重視することが大切です。

(5) ライフステージに応じる

環境教育は、幼児期から生涯にわたって継続的に行われることが必要であることから、一人ひとりが年齢やライフステージに応じて環境教育に取り組んでいくことが大切です。幼児期は、生活や遊びの中で身近な事象や動植物に対する驚きや感動などの体験を通じて自然や動植物に親しみ、それらへの興味や関心から、「いのち」を大切にすることを育てることが大切です。就学期は、各就学段階に応じて自然体験や社会体験を通して豊かな心を育て自然に対する親しみや畏敬の念を深めるとともに、環境問題について総合的に考え、問題解決のために積極的に行動する態度を身につけることが大切です。青年・成人期以降は、事業活動や日常生活における環境に関する理解を深めるとともに、その時々々の環境の問題を継続して学び、社会生活における環境問題の解決に主体的にかかわり、環境保全活動を実践したり、次世代に対する環境教育を担う役割を果たすことが大切です。

(6) 地域社会全体が協働して取り組む

環境教育や環境保全活動は、一人ひとりの日々の暮らしに深いかわりがあり、地域の自然、さらには自然がもたらす災害などにつながりがあることから、地域社会全体が協働して取り組むことが効果的です。個人、学校、事業者、地域団体、行政等それぞれが実践する環境教育等の取り組みがつながり、連携することによって、地域に根差した取り組みとなることから、各主体が適切な役割分担のもとで、パートナーシップづくりを進める必要があります。

(7) いのちのつながり、いのちの大切さを学ぶ

私たち人間は、この地球上のいのちある生物などで構成される生態系の中で、一つの生物種として、他の生物とともに生きていることを学ぶ必要があります。

いのちあるものに触れ、いのちの感動を得て、いのちあるものは相互に関わり合い、支え合う存在であることを感じ理解することが、いのちを尊ぶ心を育むことにつながり、社会全体で一つひとつのいのちを大切にすることにつながります。また、生態系は、大気・水・土壌などの非生物と生物の両方の要素で成り立っており、両者が適切にバランスのとれた状態でなければ生物のいのちは維持できないことを学ぶことも大切です。

4 月形町地球温暖化環境配慮行動指針

地球温暖化の対策には「日常生活」や「事業活動」における一人ひとりの「行動」を変えていくことが不可欠です。国において、令和2年(2020年)10月に設置された「国・地方脱炭素実現会議」において、令和3年(2021年)6月に「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられました。この「地域脱炭素ロードマップ」は、地域における「暮らし」「社会」分野を中心に、生活者目線での脱炭素社会実現に向けた工程と具体策をしめすもので、衣食住・移動・買い物など日常生活における脱炭素行動と暮らしにおけるメリットを「ゼロカーボンアクション」として整理しています。月形町は、「北海道環境教育等行動計画」とこの「ゼロカーボンアクション」に沿って「月形町地球温暖化環境配慮行動指針」を策定することといたしました。

ゼロカーボンアクション

できることから始めよう。暮らしを脱炭素化するアクションを「ゼロカーボンアクション」といいます。

《日常生活における環境配慮行動》

(1) エネルギーを節約・転換しよう！

●積極的に再エネ電気への切り替えて、エコな暮らしをしましょう！

「再生エネルギー（再エネ）」とは、「二酸化炭素(CO₂)」を排出せず、かつ繰り返し利用できるため資源がなくなるしないエネルギーです。積極的に再エネ電気に切り替えて、エコな暮らしをしましょう。

●クールビズ・ウォームビズを実践しましょう！

家庭からの「二酸化炭素(CO₂)」の排出量の用途別内訳では、「冷房」と「暖房」で「約18%」を占めています。適度な冷暖房で、気候に合わせて快適に過ごせる服装や取り組みを促すライフスタイル、「クールビズ、ウォームビズ」を実践しましょう。

●節電を心がけましょう！

家庭からの「電気消費量」のうち、「約5%」が「待機電力」で消費されています。「待機電力」をなくすためにも、こまめにスイッチを切り、電気製品のプラグをコンセントから抜くことを心がけましょう。

●節水を心がけましょう！

「上下水道」の使用にも、浄水、供給、下水処理などにエネルギーを消費しており、「二酸化炭素(CO₂)」の排出に繋がっています。こまめに水を止めたり、工夫して使用するなど無駄な水を少しでも減らしましょう。

●省エネ家電の導入を検討してみましょう！

家庭からの「二酸化炭素(CO₂)」の排出量の約半分を占めているのが「電気」です。最新の家電は省エネ化が進んでいるので、旧型の同クラスの家電を使用していると電気代が違ふことがあります。「省エネ家電・LED照明」等への買い替えを検討してみましょう。

●消費エネルギーの見える化に取り組んでみましょう！

近年、ウェブサイトなどを通じた電力等の使用状況や料金などの見える化が可能となっています。「消費電力」の見える化を図り、使用状況に応じた省エネなどに取り

組んでみましょう。

●宅配便等をできるだけ1回で受け取りましょう！

宅配便の総数のうち「約15%」が「再配達」という調査結果があります。「再配達」の際にも「二酸化炭素(CO₂)」は排出されます。日時指定や置き配、宅配ボックス等の利用など、できるだけ1回で荷物を受け取るよう心がけましょう。

(2) 二酸化炭素(CO₂)の少ない交通手段を選ぼう！

●自動車以外の移動手段を積極的に利用していきましょう！

「自動車」の「二酸化炭素(CO₂)」の排出量は、家庭からの「二酸化炭素(CO₂)」排出量の「約1/4」を占めています。徒歩、自転車や公共交通機関など自動車以外の移動手段の選択(スマートムーブ)や、エコドライブの実施、カーシェアリングを積極的に利用していきましょう。

●二酸化炭素排出量がゼロの自動車を利用しましょう！

再生可能エネルギー電力(再エネ電力)と電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド車(PHEV)、燃料電池自動車(FCV)など排出量がゼロの自動車を利用しましょう。

(3) サステナブルなファッションを！

●今持っている服を長く大切に着よう、長く着られる服をじっくり選びましょう！

日本の衣類の廃棄量は「年間約100万トン」で、1人あたり約26枚になります。洗濯表示を確認する、適切にケアする、先のことを考えて買うなど、気に入った1枚を長く大切に着ることもサステナブルなファッションとの付き合い方です。

●環境に配慮した服を選びましょう！

世界的に見ると「洋服の廃棄問題」は深刻で、様々なブランドが環境に配慮した素材や方法で洋服を作成しています。購入時にリサイクル(再使用)・リユース(再資源化)など環境に配慮した素材や製造過程なども確認してみましょう。

(4) 二酸化炭素(CO₂)の少ない製品・サービス等を選ぼう！

●脱炭素型の製品やサービスの選択を試みましょう！

商品を選択する時、「環境配慮マーク」の付いた商品や「二酸化炭素(CO₂)」の排出量が見える化して表示されている商品を進んで選択してみましょう。

主な「環境配慮マーク」



■エコマーク

ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し表示するマーク

(公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局ほか)



■バイオマスマーク

生物由来の資源(バイオマス)を利活用し、品質及び安全性が関連法規、基準、企画等に合っている商品を認定しているマーク

(一般財団法人日本有機資源協会)



■バイオマスプラ(BP9マーク)

バイオマスプラとは、有機資源(植物性)由来物質を、プラスチック構成成分として所定量以上含む、バイオマスプラスチック製品のことです。基準に適合する製品を「バイオマスプラ」として認証し、シンボルマークの使用を許可しています。

(日本バイオマスプラスチック協会(JBPA))



■グリーンマーク

原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すマーク

(公益財団法人古紙再生促進センター)

●脱炭素経営に取り組む企業などを応援しましょう！

「環境・社会・企業統治」の「3つの観点」から企業を分析、評価した上で投資先を決める方法を「ESG投資」といいます。社会の脱炭素化に向けて投資にも新しい観点が求められています。脱炭素経営に取り組む企業などをさまざまな形で応援しましょう。

(5) 太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！

●太陽光パネルの設置を検討しましょう！

エネルギー源が半永久的でクリーンな「太陽光」で発電することによって、「二酸化炭素(CO₂)」の排出を抑えることができ、電気代を抑えることも可能です。

●住宅購入等の際には、「ZEH(ゼッチ)」にできるか検討等してみましよう！

「ZEH(ゼッチ)」とは、「住宅の高断熱化、高効率設備による省エネルギー」で消費エネルギーを減らし、「太陽光パネル」により再生可能エネルギーを導入し、エネ

ルギーを創ることで、年間の住宅のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅のことです。災害時に停電を避けられたり、電気自動車へ充電もできることから、住宅購入・新築の際は、「ZEH(ゼッチ)」にできるか検討・相談してみましよう。

●省エネリフォーム窓や壁等の断熱リフォームを検討してみましよう！

「熱中症」の約半数は住宅内で起こっています。「熱中症」や「ヒートショック(急激な温度変化によって、血圧が大きく変動し、体に負担がかかる現象)」の予防対策に、「断熱リフォーム」が推奨されています。

●蓄電池(EV・車載の蓄電池)・蓄エネ給湯機の導入・設置を検討してみましよう！

日中の余った電気を家庭用蓄電池で貯めて、夜間の必要なときに電気を使うことで、光熱水費を節約することができます。また、自然災害などの非常用電源の備えとしても推奨されます。

●暮らしに木を取り入れてみましよう！

「二酸化炭素(CO₂)」の吸収や国土を災害から守るといった森林の持つ多くの働きを発揮させるためにも、「木材」を使って森を育てるということは大切なことです。

家庭やベランダなどで、木や草花、野菜を育てたり、緑のカーテンを設置するなどの取り組みをしてみましよう。

●分譲も賃貸も省エネ物件を選択しましよう！

住宅の脱炭素化に向けて賃貸住宅でも省エネルギー化が進んでいます。住まい探しでは、間取りや立地などに加えて光熱水費に差が出る省エネルギー性能の高さも考えて選択しましよう。

●働き方の工夫を検討してみましよう！

「テレワーク」や「オンライン会議」を選択することによって、従業員のワークライフバランスの向上につながります。事業者にとってもリモートワーク等の導入によって電力消費量やコスト削減効果も期待されます。

(6) 食品ロスをなくそう！

●食事を食べ残さないにしましよう！

日本の「食品ロス」量は、1人1日あたり「おにぎり約1個分」といわれています。自分の食べられる量を注文し、食べ残しを持ち帰ることで食品の廃棄量を減らすことができます。

●食材の買い物や保存等で食品ロス削減の工夫をしてみましょう！

「食品ロス」とは、本来食べられるのに捨てられてしまう食べ物のことです。大量の食料ロスにより、廃棄時に加えて生産や流通時のコストなどがムダになってしまいます。まずは、食べきれぬ量を買う、保存を工夫するなどして、食べられる物を捨てないようにしましょう。さらに、フードバンク(余剰食品を食べ物を必要としている人につなぐ役割)に寄付するなどの取り組みをし、食品ロスを減らしましょう。

●旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活を意識して選択してみましょう！

現在、日本ではカロリーベースで「約60%」を輸入食品で賄っており、その分フードマイレージ(輸送量×輸送距離)が大きくなることで、輸送に係る二酸化炭素(CO₂)の排出量が増えていきます。食品を購入する際は、食品のトレーサビリティ表示(生産、加工や流通など食品の取扱いの記録)、国産の物や旬の物を意識して選択してみましょう。

●生ごみの廃棄について検討してみましょう！

「コンポスト」とは、家庭から出る生ごみなどの有機物を微生物の働きを活用して発酵・分解させることです。「生ごみ処理機」等を使えば、生ごみ処理が不要になったり、たい肥を家庭菜園で使用することもできます。また、生ごみの廃棄にあたっては、十分な水切りを心がけてみましょう。

(7) 3Rに取り組みましょう！

●使い捨てプラスチックの費用をなるべく減らしましょう！

●マイバック・マイボトル等を使うようにしましょう！

プラスチックごみの不適正な処理は生態系にも影響を及ぼしています。ごみを減らすため、マイボトルやマイバックなど繰り返し使える製品を使いましょう。また、マイ箸を持参するなどし、割りばし、使い捨てのスプーンやフォーク等をもらわないようにしましょう。

●物はできるだけ長く大切に使いましょう！

「Repair(リペア)」とは、物が壊れたときに修理して、できるだけ長く大切に使うことです。古くなったり壊れたりした物をリメイクすることなども大切です。

●フリマ・シェアリングなどを活用してみましょう！

フリマアプリの利用者は年々増加し、その市場を拡大しています。物を捨てるとき、

増やすときの選択肢として、フリーマーケットで売る、シェアリングやサブスクリプション（定額料金による一定期間のサービス・コンテンツの利用など）を利用するという選択肢を持つことも大切です。

●ごみの分別処理・排出量を減らす工夫に取り組みましょう！

「3R」は、「二酸化炭素(CO₂)」の排出量の削減につながります。また、回収された資源ごみから梱包資材など日常生活に欠かせないリサイクル製品を作り出すこともできます。まずは、ごみの排出量を減らす工夫に取り組みましょう。

《事業活動における環境配慮行動》

(1) 事業所内では

●省エネ意識を高めていきましょう！

職員、従業員等の一人ひとりが、環境への取り組みがコスト削減等につながることを認識し、クールビズ・ウォームビズの取り組みを進めるとともに、エネルギー消費量の「見える化」を図るなど、省エネ意識を高めていきましょう。

●エネルギー消費量の削減に努めましょう！

デジタル化の推進により、業務の効率化を図り、エネルギー消費量の削減に努めましょう。

●ペーパーレス化を進めましょう！

ICTを活用するなどして、会議資料や事務手続き等におけるペーパーレス化を進めましょう。

(2) 事業所の建設時においては

●環境の保全及び創造に向けた事業計画を検討しましょう！

開発事業を実施するときは、立地選定の段階から環境への影響の回避・低減を図り、周辺環境への影響を可能な限り小さくするなど、良好な環境の保全及び創造に向けた事業計画を検討しましょう。

●再生可能エネルギーの割合を高めましょう！

RE100の取り組み(※)など、使用する電力について再生可能エネルギーの割合を高めましょう。

(※)RE100の取り組み

企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す取り組みのこと。

●車両台数の削減に努めましょう！

ハイブリッド自動車や電気自動車等の次世代自動車を導入するとともに、カーシェアを利用するなど車両台数の削減に努めましょう。

●環境に配慮した建築物にしましょう！

建設物の新築・改築時等には、再生可能エネルギーの利用や断熱性能の向上、屋上・壁面の緑化、木材等の再生可能な資源の活用等により、ZEBやグリーンビルディング等の環境に配慮した建築物としましょう。

●効率的な運用に努めましょう！

エネルギー効率が高く、環境負荷の小さい設備・機器を導入するとともに、エネルギーマネジメントシステムの導入等により、効率的な運用に努めましょう。

●緑地の適切な維持管理を行いましょう！

生物多様性等に配慮し、敷地内の質の高い緑化に努めるとともに、緑地の適切な維持管理を行いましょう。

(3) 交通機関等の利用時や運送・配送時においては

●公共交通機関等を利用しましょう！

テレワークやWEB会議を活用し、交通利用を減らすとともに、移動の際には、自動車の利用をできるだけ控え、公共交通機関や自転車、徒歩で移動するようにしましょう。

●エコドライブを心がけましょう！

自動車を運転するときは、急発進や急加速をしない、不要な荷物は積まず積載重量を軽減するなどエコドライブを心がけ、燃料使用量の削減に努めましょう。

(4) 商品・サービスの製造・販売時においては

●可能な限り環境負荷が小さい商品やサービスを提供しましょう！

「温室効果ガス」の排出量が少ない、再生可能な材料を使用するなど、可能な限り環境負荷が小さい商品やサービスを提供しましょう。

●地産地消を推進しましょう！

原材料の調達や商品購入に際しては、調達先の環境への影響も含め、環境負荷の小さいものを選択しましょう。また、「地産地消」を推進するため、地元産の農作物や木材、水産品等を使用するようにしましょう。

●消費者への環境情報の提供に努めましょう！

「環境ラベル」や「カーボンフットプリント(※)」等により、商品の環境性能の「見える化」に取組み、消費者への環境情報の提供に努めましょう。

(※)カーボンフットプリント

商品やサービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を二酸化炭素(CO₂)に換算して、商品やサービスをわかりやすく表示する仕組みのこと。

●環境を重視した商品やサービスの提供等を行いましょ！

様々な状況下においても社会全体で環境への取り組みが推進されるよう、新たな技術や製品等の開発に努めるとともに、環境を重視した商品やサービスの提供等を行いましょ。

(5) 環境の視点を取り入れた経営においては

●従業員への環境配慮行動の浸透を図りましょ！

事業活動による環境への影響や、環境への取り組みによるメリット等を十分に認識し、環境を重視した経営を推進するとともに、従業員への環境配慮行動の浸透を図りましょ。

●地域と連携した良好な環境づくりを進めていましょ！

環境に関する保全活動や講座、イベントへ積極的に参加するなど、地域と連携した良好な環境づくりを進めていましょ。

●環境コミュニケーションを推進しましょ！

環境配慮の取り組みや事業活動に伴う環境負荷の情報を積極的に公表するなど、環境コミュニケーションを推進しましょ。

●事業活動全体での環境への取り組みを推進しましょう！

他の事業者との取引等においても、環境に配慮した事業者を優先するなど、取引先等の関係者を含めた事業活動全体での環境への取り組みを推進しましょう。

5 推進体制等

「温室効果ガス」の削減に向けて取り組みの実施状況を点検・検証し、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた全町的な取り組みを進めていきます。

また、点検結果や対策技術の発展等の変化、社会経済情勢等を踏まえ、町民・事業者の皆さんの意見を伺いながら必要に応じ、月形町地球温暖化環境配慮行動指針の見直しを行っていきます。

月形町地球温暖化環境配慮行動指針

令和5年4月策定

発行 月形町
編集 月形町役場住民課生活環境係
〒061-0592
北海道樺戸郡月形町1219番地
電 話 0126-53-2323
E-mail jumin_kankyo@town.tsukigata.hokkaido.jp
